



## —東北生産性本部—

## 平成28年度労使定例政策研究会 第1回例会開催

## テーマ

## 「個別労働紛争事例から学ぶ職場づくり」



■平成28年9月29日（火）開催

★講師 三島法律事務所 弁護士 真田 昌行 氏

- ・福島県出身 ・明治大学法学部卒
- ・昭和62年 弁護士登録・仙台弁護士会入会
- ・三島法律事務所（仙台市）勤務し現在に至る
- ・主な公職  
経営法曹会議常任幹事  
宮城紛争調整委員会委員  
証券・金融商品あっせん相談センターあっせん委員

『平成28年度労使定例政策研究会』は、現在、政府が『成長戦略』のひとつとして、日本の労働生産性を高めていくための「働き方改革」も9月に安倍総理を議長として初会合が開かれ、検討が始まりました。

そうした社会の動きの中で企業においては、それぞれの課題も抱えております。最近増加している個別労働紛争や不断の安全管理、風通しの良い職場づくりと言った職場に根差した生産性にも係る課題、合わせて東北で頑張っている元気な企業を紹介しながら、労使ともに見識を深めていくために、これらに関連するテーマについて、それぞれ専門の先生方をお招きして4回にわたり講演をいただくことといたしました。

今回の第1回例会は、三島法律事務所 弁護士 真田昌行 様をお招きしてご講演をいただきました。

講演では、

- ・協調性が無く、組織秩序を乱す社員に対する解雇
- ・能力不足で改善の見込みのない社員に対する解雇
- ・新規学卒入社社員に対する能力不足を理由とする解雇
- ・地位特定社員・専門職社員に対する能力不足を理由とする解雇
- ・セクハラ・パワハラを行った社員に対する懲戒処分
- ・健康問題（私傷病）により長期欠勤をしたり、著しい業務効率低下がある社員に対する処置
- ・私傷病休職からの復職
- ・転職を拒否する社員に対する懲戒解雇
- ・退職時に顧客リストなどの営業秘密を持ち出した社員に対する措置
- ・退職した社員に対する競業禁止義務違反を理由とする損害賠償請求の可否

などの事例が紹介され、内容の解説、可否判断のポイントが示されました。また、判例を基にちょっとした対応の違いで正反対の判決がなされる場合があるとのことでした。

また、解説の中で「就業規則への記載の有無」が可否判断のポイント、判決の根拠になることについて、詳しく解説いただきました。

以上のように、昨今増加傾向にある個別労働紛争について、関係法令の内容や留意点等の理解を深めていただくことができた講演となりました。

ご参加いただきました皆様を含め、会員各位のご協力に感謝申し上げます。

## 今後の労使定例政策研究会のご案内

多数ご参加くださるようご案内いたします。

例会	日時	演題・講師
第2回	H28年10月18日(火) 14:30～16:30 東北電労会館	『既存のパラダイムに挑み続ける伝統産業のイノベーション』 株式会社南部美人 五代目蔵元 代表取締役社長 久慈 浩介 氏
第3回	H28年11月29日(火) 14:30～16:30 東北電労会館	『人間は誤りながら生きている！ 心理学で防ぐヒューマンエラー』 宮城学院女子大学 学芸学部 心理行動科学科 教授 大橋 智樹 氏
第4回	H29年2月2日(木) 14:30～16:30 東北電労会館	『コミュニケーション充実と 風通しの良い職場醸成に向けて、アサーティブを学ぶ！』 特定非営利活動法人 アサーティブ ジャパン 専属講師 竹崎 かずみ 氏

\*今後の各例会に参加ご希望の方は、東北生産性本部（Tel 022-261-0411）までご連絡ください。